

令和 5 年度「デジタル技術を活用した脱炭素型資源循環ビジネスの効果実証事業
(デジタル技術活用効果実証)」
公募要領

1. 背景及び目的

2 Rビジネス（リユース・リデュース・リファーマービッシュ・リマニュファクチャリング・シェアリング・サブスクリプション等）については、天然資源の投入やエネルギー消費の抑制といった循環経済の促進のみならず、中長期的にカーボンニュートラルを達成していく観点からも重要です。また、民間事業者による循環の多様化・効率化に貢献し資源効率の向上を図るには、デジタル技術による情報把握と循環の適切な運営管理が求められ、情報プラットフォームや遠隔監視・制御といったデジタル技術の活用は、循環型ビジネスモデルへの転換に大きく寄与するとされています。具体的には、長寿命化や保全・修理、更新・撤去を見極め、リユース、高度なリサイクルに活用できるほか、シェアリングやサブスクリプションなどのサービス化にも展開され、ひいては製品設計にも影響をもたらすとされています。

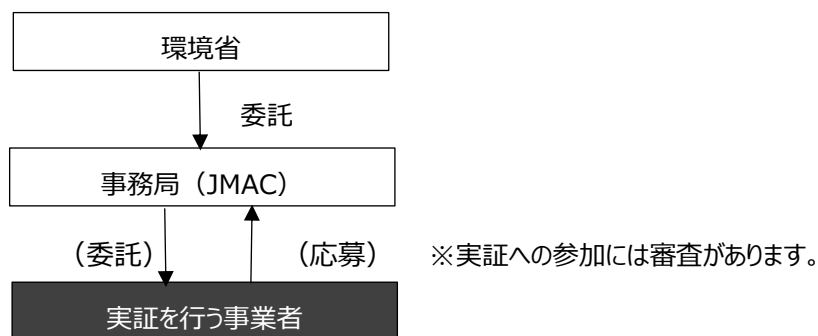
しかしながら、脱炭素及び資源循環両面の効果やそれを促進するための方策は十分な検討がなされていないのが現状です。

そこで、本実証事業では、デジタル技術等を活用した脱炭素と循環経済を同時に達成する資源循環システムの効果を試算するために必要なデータの収集・整理を行うことを目的として、我が国において先進的な取組を実施している事業者の募集を行います。

2. 事業の概要

2-1 事業スキーム

本実証事業に関する事務運営は、環境省から「令和 5 年度デジタル技術を活用した脱炭素型 2R ビジネス構築等促進に関する実証・検証委託業務（以下「本事業」という。）」を受託した株式会社日本能率協会コンサルティング（以下「事務局」という。）が実施します。



2-2 実証の内容

実証を行う事業者（以下「事業者」）には、実証に係る情報・データ収集を委託し、**自社が展開している／展開しようとしている資源循環ビジネスモデル**について、当該ビジネスモデルによる**脱炭素及び資源循環効果を推計するために必要な情報・データを環境省及び事務局に提供**いただきます。また、その内容についての**説明と質疑応答のための「個社面談」を5回程度実施**します。なお、面談の実施形態は対面（WEB 会議等含む）のほか、メール・電話等により実施します。この他、検証結果の取りまとめなどについても、必要に

応じて事務局からご協力をお願いすることがあります。

これら情報・データを基に、事務局が資源循環ビジネスモデルにデジタル技術を活用したことによる効果を推計し、その内容を公表するための資料（以下「公表資料」という。パワーポイント5枚程度）を日本語と英語で作成します。なお、公表資料の内容は、それぞれの事業者に公表前にご確認いただきます。

2-3 対象とする事業

本事業では、デジタル技術等を活用した脱炭素と循環経済を同時に達成する資源循環のビジネスモデルを対象としており、例えば、次のようなビジネスモデルを想定しています。

《本事業の対象の例》

- ・IoTによるデータ・情報共有等による住宅の端材のフィンガージョイントの普及
- ・センサー技術を駆使した遠隔監視・メンテナンス（長寿命化、保全等）
- ・クラウドによる情報共有による農機具のシェアリング
- ・ID-POSやAI等を活用した製品需要予測システム
- ・情報共有によるリユースの促進
- ・リサイクル素材の信頼性向上に向けた環境価値化プラットフォーム構築

2-4 委託費用

実証に係る委託費用として、合計 2500万円（税抜き）

2-5 事業実施期間

事業採択日 ～ 令和6年2月29日（木）

ただし、データの提供期限は令和5年12月22日（金）までを予定

3. 応募に関すること

3-1 応募条件

応募できる事業者は、次のア～エに掲げるものとします。

- ア 我が国に本社又は主たる事務所を置いている民間法人（海外に本社又は主たる事務所を置いている法人の子会社でないこと）
- イ アの法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所を置いている民間法人
- ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- エ その他環境省が適当と認める者

また、応募に際し、破産、再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てをしていないこととし、以下の①～⑤に同意するものとします。

- ① 本事業による支援の範囲である、「2.事業の概要」の「2-2 実証の内容」を実施すること。これには「個社面談」（5回程度）に参加することを含む。
- ② 公表資料を環境省等のWEBサイトに掲載すること。
- ③ 効果の推計に必要な情報やデータを可能な範囲で事務局に提供すること。
- ④ 事務局に提供した情報を本事業の遂行に必要とする範囲内で環境省及び事務局が使用すること。
- ⑤ 環境省あるいは事務局から本事業への協力依頼や公表資料の修正に関わる協力の要請があった場合は、可能な範囲で対応すること。

3-2 選定基準

事業者は、環境省と有識者で構成される実証事業選定WGで、応募申請書の内容を次のA～Fの観点により審査を行います。必須項目については、本実証事業に係る事業者としての基準を満たしているか、また、加点項目については、実証事業選定WG委員による各項目10点満点評価により選定します。

採択された事業者の合計委託費用が予算額を超える場合など、金額の調整を行うことがあります。

<必須項目>

(A) 応募条件の適合性：「3. 応募に関すること」の「3-1. 応募条件」の応募できる事業者のA～Eのいずれかの条件を満たしていること。

(B) 事業者としての適格性：本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金等について十分な管理能力を有していること。

<加点項目>

(C) 事業目的の適合性：応募のビジネスモデルの内容が、本実証の目的、趣旨と合致しているか。

(D) 実証の対象となる資源循環ビジネスの展開可能性：事業成立の目処が立っているか、又は将来的に事業として成立する可能性があるか。

(E) デジタル技術の位置づけ：事業においてデジタル技術が重要な役割を果たしているか。デジタル技術が事業の効率化や規模の拡大に貢献しているか。

(F) データ等の提供可能性：事務局が実施する効果の試算に必要なデータや情報を提供できるか。

3-3 選定結果

事務局から採否の結果に関わらず応募者全員にメールによりご連絡をします。

なお、採択後に自己都合による辞退はできませんので、当公募要領の内容を十分に理解したうえで応募してください。本事業の遂行について不明な点がありましたら、応募前に事務局にお問い合わせください。

4. 実証に関わる費用（委託費用）

- ・参加事業者が効果の推計に使用するデータを提供するために必要な費用の実費を委託費用として支払います。
- ・委託費用は、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針（令和2年12月）」（別添1）に挙げられる費目に限ります。その一覧と留意事項は別添2を参照してください。
- ・委託費用を支出できるのは、事務局との委託契約締結日以降となります。それ以前に支出した費用は、

実証に要した費用であっても支払われません。

5. 応募手続きに関すること

5-1 応募方法

「応募申請書」はPDF化したうえで、応募期限内に以下の提出先にメールにて提出してください。押印は不要です。メールの件名は、必ず【デジタル技術活用効果実証応募申請】としてください。

※このメールアドレスで授受可能なメール容量は10MB程度です。これを超える場合は、ファイルを分けて送付ください。

提出された応募申請書は本事業の選定に関する以外目的には使用しません。応募書類は採否に関わらず返却しません。

5-2 提出先

電子メールアドレス： 2r_business@jmac.co.jp

応募申請書を受領後、事務局から受領の旨を返信します。応募申請書の送信後1営業日経っても連絡がない場合は、「9. 問い合わせ先」にお知らせください。

5-3 応募期限

令和5年8月10日（木）正午まで

6. 委託契約

委託費用の支払いのため、事業者は、事務局と委託契約を締結します。委託契約書の雛型は、別添3を参照ください。ただし、参加事業者の実施内容や実施体制によっては、契約が、「二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費委託契約事務受託者向け事務手続きマニュアル」（別添4）に準じた内容に変わる可能性があります。

6-1 契約締結日

委託契約の締結は、事業者と事務局で提供いただく情報やデータの内容などの実施内容を調整後に行います。このため、契約締結日は実施内容について参加事業者と事務局が合意した後になります。

6-2 再委託等

事業者は実施内容の一部を第三者に委託（再委託）することができますが、当該再委託先がさらに第三者へ委託（再々委託）はできません。再々委託が必要な場合は、事務局にご相談ください。

6-3 その他留意事項

違反行為（虚偽申請・報告、他の公的助成・委託制度等との同一提案の重複申請など）が明らかになった場合、選定取り消し、事業の中止、事業費の一括返済、損害賠償等が行われる可能性があります。

事業者が実施内容により取得した著作権等の無体財産権は、委託契約の実施期間終了とともに環境省

が継承するものとします。

7. 免責事項

- ・個社面談は原則として事務局（東京都内）の指定場所にて実施します。ただし、首都圏以外の地域に拠点があるなど対面での実施が困難な場合、WEB 会議等の開催も可能とします。
- ・個社面談の際に説明に環境省及び事務局が提示する本実証等に関する資料の著作権は環境省もしくは、事務局に帰属するものとします。
- ・公表資料の著作権は、環境省に帰属するものとします。ただし、公開資料に参加事業者の著作物が含まれる場合、参加事業者は、環境省ホームページの著作権に関する規定（※）に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意するものとします。

※ <http://www.env.go.jp/mail.html>

- ・効果の推計に必要な協力が得られないなど、本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本実証を中止する場合があります。
- ・参加事業者は、環境省もしくは、事務局の求めがあった場合は、データの収集整備に要した費用の用途を明らかにしなければなりません。また、環境省もしくは、事務局が、その用途が本実証に無関係と判断した場合は、当該費用を環境省に返還しなければなりません。
- ・参加事業者は、参加事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとします。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、本実証を中止します。

8. 個人情報の取り扱いについて

■ 個人情報の取扱方針

提供いただいた個人情報は、株式会社日本能率協会コンサルティングの「個人情報取扱規程」に基づいて厳重に管理します。

■ 個人情報の利用目的

提供いただいた個人情報は、本実証に関する連絡、事務手続き及び本事業のフォローアップのみに利用します。

■ 個人情報の提供・委託の予定

提供いただいた個人情報は、本実証の応募事業者及び事業者の情報として環境省に提供します。

■ 個人情報に関するお問い合わせ

提供いただいた個人情報の開示、訂正、利用停止等、そのほか不明な点については、「9. お問い合わせ先」までお問い合わせください。

9. お問い合わせ先

株式会社日本能率協会コンサルティング 実証事業事務局

※質問等はメールにてお願いします。

件名には【デジタル技術活用効果実証問い合わせ】と記載し、本文に、事業者名、連絡先、問い合わせ内容を記載してください。

E-Mail : 2r_business@jmac.co.jp

以上

《本公募要領の添付資料》

- ① 別添 1 : 「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針（令和 2 年 12 月）」
https://www.jmac.co.jp/news/items/05_kihon_houshin_info20230714.pdf
- ② 別添 2 : 経費区分一覧
https://www.jmac.co.jp/news/items/info20230714_07_V1.pdf
- ③ 別添 3 : 委託契約書の雛型
https://www.jmac.co.jp/news/items/hinagata_info20230714.pdf
- ④ 別添 4 : 二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費委託契約事務受託者向け事務手続きマニュアル
https://www.jmac.co.jp/news/items/info20230714_08_V1.pdf